

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	公立高校生等奨学給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北海道教育委員会は、公立高校生等奨学給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北海道教育委員会

公表日

令和5年8月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公立高校生等奨学給付金の支給に関する事務
②事務の概要	<p>全ての高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費(教科書費、教材費、学用品費など)負担の軽減を図るため、所得基準に該当する高校生等の保護者に対し、返還の必要の無い「奨学のための給付金」(以下「給付金」という。)を支給する。</p> <p>申請をする生徒(以下「生徒」という。)が給付金を受給するためには、親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)の所得が一定基準以下(生活保護受給世帯、道府県民税及び市町村民税所得割額が非課税の世帯)であることが要件となっているため、保護者等の税額情報等を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給可否及び支給額の決定を行う。</p> <p>具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①給付金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請 ②給付金の受給を希望する生徒からの、保護者等の個人番号の提出 ③保護者等の個人番号のデータ化(個人番号が書面で提出された場合に限る) ④情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の税額情報等の照会 ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報等を基にした、受給可否及び支給額の決定 ⑥受給の認定、不認定の通知
③システムの名称	北海道庁宛名連携サーバー、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
高等学校等就学支援金支給情報関係ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 91の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第58条各号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号に利用に関する条例第3条第1項及び別表第1第7の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第9号、同法別表第二113の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第58条各号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号に利用に関する条例第3条第1項及び別表第1第7の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	北海道教育庁学校教育局高校教育課
②所属長の役職名	道立学校配置・制度担当課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	北海道総務部行政局文書課行政情報センター 〒060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館3階
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	北海道教育庁学校教育局高校教育課 〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館8階

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

